

令和4年度 岡山県立勝山高等学校 文化部活動に係る方針

1 本校の運動・文化部活動

文化部(8部):コンピュータ、吹奏楽、美術、書道、文芸、華道、英会話、サイエンス

2 目 標

- (1) 生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成することを目的とする。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・ 週あたり2日以上。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする)
 - ・ ただし、設定が困難な場合は1日以上。(週末のいずれかは原則として休養日にあてる)
 - ・ 定期テストの1週間前からは、活動中止とする。
 - ・ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は活動しないこととする。
- (2) 活動時間
 - ・ 平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。朝練習は、原則行わない。
 - ・ 活動時間の延長を希望する場合や朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。(原則、大会の2週間前から大会前日までの期間のうち、合計7日間まで)
 - ・ 下校時刻を厳守する。(18時10分完全下校。ただし延長が許可されている場合は18時40分)
- (3) 外部行事、合宿等
 - ・ 外部行事や合宿を実施する際は、2週間前までに、校長へ派遣申請書を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・ 大会参加は、高文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。
- (5) その他
 - ・ 行事準備などにより上記各規定の原則を外れる場合は、関係教職員で協議し、校長の決裁の上、適切に活動を行う。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・ 顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・ 年度当初、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議(研修会の実施等)について
 - ・ 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
 - ・ 定期的に部長会、部活動講習会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- (3) 部費の取扱について
 - ・ 部費の取扱いについては公費に準じて(学校徴収金マニュアルに基づく)、適切に管理する。
 - ・ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・ 規律違反等があった場合は、職員会議等で審議の上、一定期間活動を停止させることがある。
 - ・ 顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。また、保護者に文書等で活動報告を行い、部活動への理解と協力を得られるように努める。